

霧島市条例第1号
令和8年1月16日

霧島市部等設置条例及び霧島市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市部等設置条例及び霧島市議会委員会条例の一部を改正する条例

(霧島市部等設置条例の一部改正)

第1条 霧島市部等設置条例(平成17年霧島市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) こども部

第2条第5号ア中「関すること」の次に「(こども部が所管する事項を除く。)」を加え、同条オ中「保健」を「成人保健」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) こども部

- ア 子どもに関する総合的な施策及び調整に関すること。
- イ 児童福祉に関すること。
- ウ 子ども・子育て支援に関すること。
- エ 母子保健に関すること。

(霧島市議会委員会条例の一部改正)

第2条 霧島市議会委員会条例(平成17年霧島市条例第302号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「保健福祉部」の次に「、こども部」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。